

重点指導調書（指定通所介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準 1 従業者の員数  (1) 生活相談員	<p>指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>指定通所介護の提供日ごとに、指定通所介護を提供している時間帯に勤務している時間数の合計数（提供時間数）に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>※ 「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表等により確認する。</li> <li>常 勤                             <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</li> </ul> </li> <li>生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。</li> <li>同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員が考えられる。（特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準第5条第2項参照）</li> <li>事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。</li> <li>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表</li> <li>出勤簿</li> <li>修了証書、登録証、免許証など</li> </ul>	法第74条第1項基準 第93条第1項基準 第93条第1項第一号 平11老企第25号（以下「解釈」） 第2の2(3)	法：介護保険法  基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）  解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）  解釈 第3の六の1(1) ④

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(2) 看護職員	指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。	適 ・ 否
(3) 介護職員	指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。	適 ・ 否
(4) 機能訓練指導員	1以上となっているか。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。	適 ・ 否 資格名
(5) その他	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該指定通所介護に従事させているか。 (2) 指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとなっているか。 (3) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項																																																																																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員とは、看護師又は准看護師である。</li> <li>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</li> <li>介護職員の勤務時間数の具体例 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="8">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th>3.0時間</th> <th>4.0時間</th> <th>5.0時間</th> <th>6.0時間</th> <th>7.0時間</th> <th>8.0時間</th> <th>8.0時間</th> <th>9.0時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>10人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6</td> <td>4.8</td> <td>6.0</td> <td>7.2</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>10.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2</td> <td>5.6</td> <td>7.0</td> <td>8.4</td> <td>9.8</td> <td>11.2</td> <td>12.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8</td> <td>6.4</td> <td>8.0</td> <td>9.6</td> <td>11.2</td> <td>12.8</td> <td>14.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19人</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>9.0</td> <td>10.8</td> <td>12.6</td> <td>14.4</td> <td>16.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20人</td> <td>6.0</td> <td>8.0</td> <td>10.0</td> <td>12.0</td> <td>14.0</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>通所介護事業所と同一のスペースで生きがい対応型デイサービス事業を実施している場合、別途職員を配置する必要がある。</li> <li>利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</li> <li>はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</li> <li>勤務表により確認する。</li> <li>介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</li> <li>利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能であるが、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。</li> </ul>	利用者	平均提供時間数								3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	8.0時間	9.0時間	5人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0	10人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0	15人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0	16人	3.6	4.8	6.0	7.2	8.4	9.6	10.8		17人	4.2	5.6	7.0	8.4	9.8	11.2	12.6		18人	4.8	6.4	8.0	9.6	11.2	12.8	14.4		19人	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.2		20人	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0			<p>基準 第93条第1項第2号 解釈 第3の六の1(1)⑥</p> <p>基準 第93条第1項第3号</p> <p>基準 第93条第1項第4号、第6項 解釈 第3の六の1(3)</p> <p>基準 第93条第2項 基準 第93条第3項 基準 第93条第4項 解釈 第3の六の1(1)① 基準 第93条第6項</p>	
利用者		平均提供時間数																																																																																										
	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																				
5人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0																																																																																				
10人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0																																																																																				
15人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0																																																																																				
16人	3.6	4.8	6.0	7.2	8.4	9.6	10.8																																																																																					
17人	4.2	5.6	7.0	8.4	9.8	11.2	12.6																																																																																					
18人	4.8	6.4	8.0	9.6	11.2	12.8	14.4																																																																																					
19人	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.2																																																																																					
20人	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0																																																																																					

主眼事項	着眼点	自己評価
2 みなし規定	指定通所介護事業者が(3)に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、上記1及び2の基準を満たしているとみなしているか。	適・否
3 管理者	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置しているか。 ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適・否 兼務の状況 有・無
第2 運営に関する基準		
1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。	適・否
2 居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適・否
3 通所介護計画の作成	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。	適・否
	(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。	適・否
	(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否
	(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務している場合、他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか、管理上支障がないか確認する。</li> <li>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは管理業務に支障があると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表</li> <li>出勤簿など</li> </ul>	基準 第93条第7項			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。</li> <li>通所介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画(1)～(3)</li> <li>通所介護計画</li> <li>サービス提供票</li> </ul>	基準第94条	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。</li> <li>法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する旨の説明を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該書面</li> </ul>	基準第105条 準用(第16条)	
		(通所介護計画の作成上の留意点) ① 介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめをさせることが望ましい。なお、通所介護計画書の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 ③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護計画(利用者ごと)</li> <li>実績記録</li> </ul>	基準第105条 準用(第17条)  解釈準用 (第3の一の3の(7))	
		基準 第99条第1項 解釈 第3の六の3(3) ① 基準 第99条第2項  解釈 第3の六の3(3) ②, ③  基準 第99条第3項 解釈準用 (第3の一の3の(13)⑥)  基準 第99条第4項			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
4 勤務体制の確保等	(5) 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	適 ・ 否
	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適 ・ 否
5 衛生管理等	(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 ・ 否 ( 実施時期 )
	(1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 ・ 否
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 ( 年 月 日 )</li> <li>・ 検査結果(以下に○を付す)</li> <li>不検出 (10CFU/100ml未満)</li> <li>検 出 (10CFU/100ml以上)</li> <li>・ 検出された場合、その対応は適切か。</li> <li>適 ・ 否</li> <li>・ 検査未実施の場合 検査予定月 ( 年 月頃 )</li> </ul>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の居宅サービス計画に基づいた適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。</li> <li>・ 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。</li> <li>・ 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。</li> <li>・ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を認めるものであるが、その内容は適切か。</li> <li>・ 運営規程に通所介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。</li> <li>・ 内部の研修会や事業所外で実施される研修会に参加させているか。</li> <li>・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき、的確に行っているか。（水道法、水道法施行規則、水道法施行令）</li> <li>・ 職員に対する衛生管理の指導はなされているか。</li> <li>・ 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務計画(予定)表など</li> <li>○ 勤務表</li> <li>○ 辞令又は雇用契約書</li> <li>○ 運営規程</li> <li>○ 職員の研修の記録</li> <li>○ 受水槽清掃記録簿</li> <li>○ 水質検査書</li> <li>○ 医薬品等管理簿</li> <li>○ 感染予防に関するマニュアル</li> <li>○ 感染予防に関する職員研修記録等</li> <li>○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表</li> <li>○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準 第99条第5項</li> <li>基準 第101条第1項</li> <li>解釈 第3の六の3(5) ①</li> <li>基準 第101条第2項</li> <li>基準 第101条第3項</li> <li>基準 第104条第1項</li> <li>基準 第104条第2項</li> <li>解釈 第3の六の3(7) ①, ②</li> </ul>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
6 事故発生時の対応	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否
	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故等発生の有 ・ 無
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入 ・ 未加入
	(4) 指定通所介護事業者は、基準第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(5) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否
第3 宿泊サービスの提供	※ 以下について、宿泊サービスを提供している場合に記入すること。	サービス提供の有 ・ 無 有→以下について、記入すること。
1 人員に関する指針 ① 従業者の員数及び資格	(1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保しているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士、実務者研修又は介護職員初任者研修修了者が望ましいが、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有している者を配置しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</li> <li>また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</li> <li>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しているか。</li> <li>このほか、以下の点に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。</li> <li>② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</li> <li>③ 事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</li> </ul> </li> <li>夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</li> <li>○ 事故に関する記録</li> <li>○ 損害賠償保険証書</li> <li>○ 勤務表</li> <li>○ 出勤簿</li> <li>○ 修了証書、登録証、免許証など</li> </ul>	<p>解釈 第3の六の3(7)③</p> <p>基準 第104条の2第1項</p> <p>基準 第104条の2第2項</p> <p>基準 第104条の2第3項</p> <p>基準 第104条の2第4項</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(8)③)</p> <p>指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備運営に関する指針について(以下「宿泊サービス指針」という。)</p> <p>第1の2</p> <p>宿泊サービス指針 第2の1</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
② 責任者	(3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保しているか。	適 ・ 否
	(4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っているか。	適 ・ 否
	宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めているか。	適 ・ 否
2 運営に関する指針		
① 宿泊サービス計画の作成	(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上で、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図っているか。	適 ・ 否
	(3) 宿泊サービス事業者は、計画の策定に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
② 勤務体制の確保等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適 ・ 否
③ 衛生管理等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるように努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		宿泊サービス指針第2の2	
・ 4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者についても、宿泊サービス計画を作成し、宿泊サービスを提供しているか。	○ 宿泊サービス計画 ○ 介護記録等	宿泊サービス指針第4の4(1)	
・ 宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行っているか。 なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置づけるものではないこと。	○ 居宅サービス計画書	宿泊サービス指針第4の4(2)	
	○ 勤務計画(予定)表など	宿泊サービス指針第4の11(1)	
	○ 勤務表 ○ 辞令又は雇用契約書	宿泊サービス指針第4の11(2)	
	○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録等	宿泊サービス指針第4の14(1) 宿泊サービス指針第4の14(2)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
④ 事故発生時の対応	<p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>事故等発生の有・無</p> <p>適・否</p> <p>事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</li> <li>○ 事故に関する記録</li> <li>○ 損害賠償保険証書</li> </ul>	<p>宿泊サービス指針 第4の19(1)</p> <p>宿泊サービス指針 第4の19(2)</p> <p>宿泊サービス指針 第4の19(3)</p>	